○上尾伊奈資源循環組合指名業者選定要綱

令和５年５月１６日管理者決裁

上尾伊奈資源循環組合指名業者選定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、組合が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託並びに土木施設の維持管理に係る業務の委託並びに物品の買入れ及び賃貸借並びに清掃、警備その他の役務の提供に係る業務の委託の契約に係る指名業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　有資格者　上尾伊奈資源循環組合物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合規則第２３号）第２条に定める競争入札（同規則第１条に規定する競争入札をいう。）に参加することができる資格を有する者又は上尾伊奈資源循環組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合規則第２４号）第２条に定める競争入札（同規則第１条に定める競争入札をいう。）に参加することができる資格を有する者をいう。

(2)　本店　個人にあっては住民票上の住所、法人にあっては登記上の本店の所在地をいう。ただし、建設工事の請負にあっては、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する営業所のうち、主たるものの所在地をいう。

（指名業者の選定）

第３条　指名業者の選定に当たっては、指名競争入札の公平性及び競争性を確保することを原則としつつ、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第３条に定める基本理念の実践及び地元企業の育成による地域経済の活性化を図る観点に鑑み、域内業者（有資格者のうち、上尾市内又は伊奈町内に本店を有する業者をいう。）を優先して選定するものとする。

２　前項の規定により選定する指名業者の数は、建設工事にあっては別表第１のとおりとし、建設工事以外にあっては別表第２のとおりとする。ただ

し、契約の種類、内容又は性質、業者の登録状況等によりこれらの表の指名業者の数に満たないときは、この限りでない。

（指名業者の選定基準）

第４条　指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項について総合的に勘案するとともに、指名が特定の業者に偏することのないよう留意するものとする。

(1)　不誠実な行為の有無

(2)　工事成績・実績又は履行成績・実績

(3)　発注契約の内容に適した技術的特性

(4)　労働福祉の状況

(5)　手持ち建設工事等の契約件数、契約金額及び工事の進捗状況

(6)　その他必要な事項

（随意契約の相手方）

第５条　第３条第１項の規定は、特別な場合を除き、随意契約の相手方の選定について準用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和６年３月２７日管理者決裁）

この要綱は、上尾伊奈資源循環組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則の一部を改正する規則（令和６年上尾伊奈資源循環組合規則第２号）の施行の日（令和６年４月１日）から施行する。

別表第１（第３条関係）

１　土木一式工事、舗装工事、電気工事、管工事その他の建設工事の場合

設計額の区分	業者数
５００万円未満	５者以上
５００万円以上１，０００万円未満	６者以上
１，０００万円以上３，５００万円未満	７者以上
３，５００万円以上	８者以上

２　建築一式工事の場合

設計額の区分	業者数
１，０００万円未満	５者以上
１，０００万円以上３，５００万円未満	６者以上

３，５００万円以上７，０００万円未満	７者以上
７，０００万円以上	８者以上

別表第２（第３条関係）

設計額の区分	業者数
１，０００万円未満	５者以上
１，０００万円未満	６者以上